

# 徳之島地区消防組合特定事業主行動計画

令和7年4月1日  
徳之島地区消防組合  
消防長 上木 浩仁

## 【目的】

徳之島地区消防組合（以下「組合」という。）における特定事業主行動計画は、女性の職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境の整備により、円滑かつ継続的な両立を可能にすることを目的とし、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、制定する特定事業主行動計画である。

## 1 計画の期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。

## 2 女性職員の活躍推進に向けた体制整備等

本消防組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を効果的に推進するため、消防本部総務課を中心とし、本計画の策定・変更、本計画に基づく取り込みの実施状況・数値目標の達成状況の点検及び評価の結果等を踏まえて、その後の対策実施及び計画の見直しについて協議を行う。

## 3 女性職員の活躍推進に向けた具体的な取組

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の活躍を推進するため、以下のとおり目標を設定する。

### （1）採用試験案内について

令和12年3月31日までに、受験者数に占める割合を10%程度確保できるよう要望してまいります。

## (2) 採用について

令和12年3月31日までに、採用された女性職員（臨時・非常勤を含む）の教育を実施し、職員に占める女性の割合を令和2年度の実績（2%）より約2%以上引き上げ5%を目標とする。

## (3) 女性職員に対する環境・施設等の整備について

ア 消防組織は階級制であることから、昇任及び異動等についても適材適所を原則とした、女性職員の職域の拡大を公正に行うものとする。

イ 当組合の職員定数は55人であることから、女性職員の妊娠、出産及び育児休業、又は男性職員の育児休業取得等の事情が発生した場合、直接的な人員減となるため、現場警防力に多大な支障をきたすと考えられる。現場活動に支障をきたすことがない、適正な職員定数条例の検討を継続的に行うものとする。

ウ 仕事と家庭の両立支援及び消防職務を継続していくための支援を図るとともに、男性職員の女性職員へ対する理解及び意識改革に取り組みます。

エ 女性職員の活躍の場を広げるために、消防本部及び署所において女性専用の区画（休憩所、浴室・仮眠室）等の施設整備を計画的に推進します。

オ 女性職員の要望に応じて、女性用の被服及び装備品の導入を進めます。

## 4 取組み成果の情報の「見える化」の推進

職業生活を営み又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、本計画に基づく採用応募、受験及び採用された男女の比率などを年度ごとに、構成町のホームページ及び広報誌等への掲載を依頼し併せて、継続的に女性職員に向けての環境及び施設整備等の進捗状況についても「見える化」を推進します。

## 5 女性消防職員の採用を踏まえた構成町との連携

構成町（徳之島町・伊仙町・天城町）の消防事務を担う一部事務組合であることから、本計画期間における、具体的な女性消防職員採用、定数条例及び施設整備等に関する協議を継続的に行い積極的に女性職員の採用を検討し、より一層女性の活躍推進に努める。

## 【結 び】

私たち組合は、限られた人員で本計画を実行することは容易ではありません。

急速な少子高齢化が進み採用受験者の総数が減少している中、階級制度による上下関係や庁舎施設など、職場環境の不安が多岐にわたるため、女性は受験へのハードルが高く感じられると考えます。

消防業務は体力自慢の男仕事で24時間拘束される大変な仕事のイメージがあります。しかし身体能力以外の協調性や判断力なども重要な評価対象にすることや、予防業務、警防業務、総務の仕事内容をもっとPRすることで、総受験者数と女性の受験者を増やしたいところです。男性も女性も仕事と家庭の両立ができる職場の環境整備、女性の採用や登用は喫緊の課題と認識し、全職員が積極的に本計画の目標達成に向け取組んで参ります。